

特 記 仕 様 書

- 1 委託名称 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市開催競技弁当集配業務委託
- 2 履行場所 甲賀市水口町・信楽町 地内
- 3 履行期間 契約締結後 5 日以内 から 令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）まで

4 目 的

わたSHIGA輝く国スポ甲賀市開催競技において、大会期間中にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下、「市実行委員会」と言う。）が、大会関係者等に配布する弁当の集配送を円滑に行うことを目的とする。

5 業務内容

大会開催期間中において、次に記載する内容のとおり適切に集配送を行うこと。

- （１）発注者が示す弁当配送計画（別表）に基づき、大会開催期間中指定された日程及び数量を契約後市実行委員会が提示する配送ルートに従い弁当調製施設にて集荷を行い、各会場へ配送を行うこと。
- （２）集荷した弁当は各会場の弁当受渡し場所へ 1 1 時 0 0 分までに荷下ろしを終えること。また、配送後は緊急対応に備え 1 4 時 3 0 分まで配送会場の指定した場所で待機をすること。
- （３）集配中は連絡が取れる状態で業務実施をすること。また、運転手は集配中に連絡を行う際は、停車等の安全措置を講じたうえで連絡を行うこと。
- （４）各会場に配送した弁当の過不足・不備により交換等が必要になった時は、再集配等の対応をすること。
- （５）受注者は、業務に従事するにあたり、従事者名簿、運転免許証の写し、その他必要事項を記載した書類を発注者に提出すること。
- （６）飲酒運転等の防止について、関係法令及び通達に基づき適切な対策を実施すること。また、業務従事者の酒気帯び等の点検を行い、その結果を保管すること。
- （７）業務従事者は専任とし、従事時間中は事務局職員の指示により勤務を行うこととし、常に清潔な衣服を着用し手洗い及びアルコール消毒の徹底すること。
- （８）服装は受注者で用意し、衛生面において常に洗濯等を実施し清潔を保つよう自己管理を行うこと。また、業務前に体調確認を行い、下痢症状、発熱、せき、外傷、皮膚病等伝染疾病で、食品衛生上支障の恐れがある者を配送業務に従事させないこと。
- （９）受注者は、業務遂行にあたって、交通事故防止はもちろん取扱物件の性格から細心の注意を払い、誠意をもって円滑、確実に遂行すること。
- （１０）事故発生の際は、事務局に連絡し指示を受けること。
- （１１）交通事情に著しい変動が生じた場合、すみやかに事務局に報告し、対応しうる最も早い手段で配送を出来るように協力すること。
- （１２）発注者は業務従事者が事業の運営、維持及び管理に支障をきたすと認めたときは発注者・受注者協議のうえ従業員の変更を行うことができる。

- (13) 受注者が当該業務を行うにあたって、事故その他損害等が発生しても、発注者はその責を負わない。
- (14) 令和7年10月1日(水)は、競技予備日としており、予備日対応を前提とした人員確保・積算を行うこと。また、中止については、競技日の7時に判断を行い実行委員会より受注者に通知するものとする。

6 配送車両

- (1) 配送車両については、2t保冷車を専用車として用意し、他の業務等に使用せず常に清潔保持に留意すること。ただし、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 車両には、必要に応じドライブレコーダー等の安全管理装置を設置すること。
- (3) 配送前に各施設の搬入経路等を事前に確認し、使用車両が支障なく積み降ろし出来ることを確認すること。
- (4) 受注者は、業務に使用する車両については道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく車両検査が済んでおり、業務を遂行するにあたり支障のない車両を用意すること。
- (5) 架装内部は、積載物が圧迫され破損等しないような積載運搬方法を行うこと。
- (6) 事故等の際に、代替の車両で対応できるよう体制を整えること。
- (7) 使用する車両は、保険証券及び自動車保険(自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険及び任意保険)の写しを提出すること。

7 留意事項

- (1) 本業務は、市実行委員会及び大会本部と密接な協議に基づき遂行すること。
- (2) 業務の範囲等

本仕様書は基本的事項について定めるものであり、仕様書等に明記されていない事項であっても業務遂行上必要な事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において誠実に履行すること。また、仕様書等の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と速やかに協議を行うこと。

- (3) 関係法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、本仕様書及び関係法令等を遵守し、誠実、かつ円滑に業務を遂行すること。

- (4) 保険

受注者は労働災害保険、賠償責任保険等の業務に必要な保険に加入すること。

- (5) 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。

8 市実行委員会の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

- (1) 受託者は、暴力団員等(暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他発注工事等に

対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

担当:わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局